

## 飲食店に係る甲府市店舗シェアサービス事業連携協定

甲府市（以下「甲」という。）と株式会社シェアレストラン（以下「乙」という。）は、甲が中心市街地活性化対策として行う、中心市街地区域内（以下「区域内」という。）に存する飲食店での甲府市店舗シェアサービスに関する事業（以下「本事業」という。）に係る連携に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が連携して区域内に立地する飲食店（スペース）の未利用時間帯を他の者に提供する方（以下：スペース登録者）と、その飲食店（スペース）を使って飲食業を行う方（以下：スペース利用者）とのマッチングを支援することで、区域内が「チャレンジできる場所」として選ばれるまちとなり、区域内の活性化及び賑わいの創出が図られることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次のことについて連携し、協力する。

- （1） 甲が実施する本事業について、乙が管理するマッチングサイト シェアレストラン（以下「マッチングサイト」という。）を用いること。
- （2） スペース利用者に対する事業継続や開業支援に関すること。
- （3） 区域内において、マッチングサイト利用による新規出店情報の紹介・周知に関すること。

### （各自の役割）

第3条 前条に掲げる連携事項を推進するにあたり、甲及び乙の役割を次の通り定める。

#### （1）甲の役割

- ア 市ホームページ等を用いてマッチングに向けた情報発信。
- イ 区域内の商店街や店舗、区域内での出店を希望している者に対して、マッチングサイトの周知。
- ウ 区域内に係る店舗等から、マッチングサイトへの登録希望があった際は、乙へ取次ぐ。
- エ 合同会社まちづくり甲府に登録スペースに関する情報提供を行い、当該事業者が運営するサイト「甲府まちなか不動産バンクサポートサイト」への掲載及び削除。

#### （2）乙の役割

- ア 甲が行うマッチングサイトの周知に必要な協力。
- イ 本協定に係るマッチングサイトへの登録及び利用に関する問い合わせへの対応。
- ウ スペース登録者が登録する際に行う、当該スペース所有者に対する制度説明や意向確認の協力。
- エ 区域内のスペース登録やマッチングがあった場合、速やかな甲への情報提供。
- オ 本事業に係る店舗の情報発信とともに、その商店街やエリアの魅力発信。

### （経費負担）

第4条 第2条及び第3条に規定する事項の実施において、甲及び乙それぞれに生じた経費等については、原則として各自が負担するものとする。ただし、疑義が生じた場合には、甲乙それぞれが協議の上決定する。

### （目的外利用の禁止）

第5条 甲及び乙は、本協定による業務の遂行により知り得た他の当事者の情報を本協定に基づく事業に必要な範囲を超えて使用してはならず、当事者の事前の同意の承諾なく第三者に開示し又は漏えいしてはならない。  
2 本協定の解除後も前項の規定は効力を有するものとする。

### （協定の締結と解除）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する30日前までに、甲乙のいずれかから書面による特段の意思表示が行われない場合は、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

### （協議）

第7条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙の協議の上、それを定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和8年3月25日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市  
  
甲府市長

乙 東京都中央区日本橋箱崎町36番2号 Daiwa リバーゲート18階  
株式会社シェアレストラン  
  
代表取締役